（商用渡航カードの失効）

第十六条　商用渡航カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一　［略］

二　交付申請者が、書面による当該商用渡航カードの交付（再交付を含む。）の日から六月以内に当該商用渡航カードを受領しないとき。

三　［略］

四　書面により交付された商用渡航カードが返納され、又は第十八条の規定により、期限を付して書面により交付された商用渡航カードの返納を命じた場合に、その期限までに返納されなかったとき。

五　第十四条第一項又は第二項により紛失等の届出が行われたとき。

六・七　［略］

八　第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条第一項により交付及び再交付の申請が行われたとき。

九　商用渡航カードの名義人が第五条各号のいずれかに該当することが判明した場合又は貿易等に関する事業に従事しないこと若しくは経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加しないことが判明した場合。

十　その他外務大臣が商用渡航カードを失効させる必要があると認めるとき。

2　［略］

（外務大臣への通報）

第十七条　商用渡航カードの名義人及び当該商用渡航カードの名義人を雇用する事業主は、当該商用渡航カードの名義人が商用渡航カードの交付を受けた後に第五条各号又は前条第一項第一号若しくは第七号のいずれかに該当することを知ったときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通報するものとする。

（書面交付による商用渡航カードの返納）

第十八条　外務大臣は、書面により交付された商用渡航カードを返納させる必要があると認めるときは、当該商用渡航カードの名義人に対し、期限を付して、その返納を命ずることができる。

（手数料の額及び納付の方法）

第十九条　第三条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項及び第十五条第一項により申請をしようとする者は、外務大臣が定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2　［略］

（失効）

第十三条　商用渡航カードは、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一　［同上］

二　交付申請者が、当該商用渡航カードの交付（再交付を含む。）の日から六月以内に受領しないとき。

三　［同上］

四　商用渡航カードが返納され、又は第十五条の規定により、期限を付して商用渡航カードの返納を命じた場合に、その期限を経過したとき。

五　第十一条第一項又は第二項により紛失等の届出が行われたとき。

六・七　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

2　［同上］

（通報）

第十四条　商用渡航カードの名義人及び当該商用渡航カードの名義人を雇用する事業主は、当該商用渡航カードの名義人が商用渡航カードの交付を受けた後に第四条各号又は前条第一項第一号若しくは第七号のいずれかに該当することを知ったときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通報するものとする。

（返納）

第十五条　外務大臣は、商用渡航カードの名義人が商用渡航カードの交付を受けた後に第四条各号のいずれかに該当することが判明した場合又は貿易等に関する事業に従事しないこと若しくは経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加しないことが判明した場合その他商用渡航カードを返納させる必要があると認めるときは、商用渡航カードの名義人に対し、期限を付して、その返納を命ずることができる。

（手数料の額及び納付の方法）

第十六条　第三条第一項（第八条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者は、外務大臣が定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2　［同上］